

【イタリア】 原発の是非を問う国民投票

政治議会課憲法室・山岡 規雄

* 2011年5月25日、イタリア議会は、原発の再開に関する議論を当面の間、凍結する規定を含む法律を制定した。この法律は、原発再開の是非をめぐる国民投票の実施の回避を目的としていたと指摘されていたが、破毀院及び憲法裁判所ともに6月12日及び13日の国民投票の実施を許可した。投票結果は、原発再開反対派の圧倒的勝利に終わった。

原発再開計画凍結法の成立

2011年5月25日、イタリア議会は、福島第一原発事故により引き起こされた反原発の世論を受け、政府により制定された原発の再開に関する議論を凍結する暫定措置令を法律（2011年5月26日の法律第75号）に転換した。イタリアでは、福島第一原発事故の発生以前から、原発再開計画を許容する法律の廃止について国民投票を実施する予定であった（山岡規雄「原発再開計画の凍結法案」『外国の立法』247-2号, 2011.5, p.44）。今回の法律の制定は、こうした国民投票を回避する思惑が与党側にあったと多く報道され、回避の可能性を示唆する報道も一部あった。

原発に関する国民投票をめぐる法的問題

しかし、国民投票を提起した側の意図は、原発再開計画の完全な中止であり、議論の凍結ではなかった。国民投票の手續等を定める1975年5月25日の法律第352号の第39条の規定によれば、「国民投票の実施に先立ち、国民投票の対象となっている法律若しくは法律の効力を有する行為又はそれらの個々の規定が廃止された場合には、国民投票中央事務局は、関係する活動がもはや行われぬ旨を宣言する」と定められている。この規定については、1978年の憲法裁判所の判決第68号が、「国民投票の対象となっている法令又は個々の規定の廃止とともに、同一問題に関し、それ以前に存在した規律全体について立法者が有していた原則又は個々の規定の本質的な規範内容の修正に当たらない別の規律が定められた場合において、国民投票を新しい立法規定について実施する旨の規定を欠いている」として部分的に違憲と判断した。したがって、国民投票の対象となっている法律を廃止する新法が制定された場合でも、新法が旧法を本質的に廃止していないと判断される場合には、新法について国民投票を実施すべきこととされた。

今回の場合は、まさにこうしたケースに該当する可能性があったため、75号法に転換された暫定措置令第5条第1項及び第8項が旧法の本質的な廃止となっているかどうかということについて、破毀院（最高裁）に設置されている国民投票中央事務局が判断を下すことになった。国民投票を提起した「価値あるイタリア（Italia dei Valori）」（政党）及び「市民防衛運動（Movimento difesa del cittadino）」（市民団体）は、第

5 条第 1 項は、「原子力の安全性に関しては、原子力安全庁の協力を通し、最新の科学的確証を獲得するため、当該分野における技術の発展及び欧州連合のレベルで行われる決定を考慮し、原子力エネルギー生産施設の国内における配置、建設及び稼働の計画の決定及び実施の措置を講じない」と規定しているため、原発再開計画の完全放棄を定めてはいない、また、第 8 項は、関係省庁、議会等の意見を聴取した上で、首相が「国家エネルギー戦略」を採択すると規定しているが、規定上原発を排除するとは明記されていない、と主張し、国民投票の実施を求めた。

6 月 1 日、破毀院は国民投票を提起した側の主張を認め、第 5 条第 1 項及び第 8 項の廃止について国民投票を実施すべき旨を宣言した。こうして、国民投票の設問が変更されたため、続いて設問の適切性（あいまいでないか、異なる問題が一つの設問とされていないか等）の審査の権限を有する憲法裁判所の判断を仰ぐこととなった。6 月 7 日、憲法裁判所は、新たな国民投票の設問は、適切であるとの判断を下し、最終的に国民投票の実施が認められた。

国民投票の結果

最終的に憲法裁判所によって許可された国民投票の設問は、「原子力発電を認める新しい規定の廃止」というタイトルの下、「あなたは、2011 年 5 月 26 日の法律第 75 号に転換された 2011 年 3 月 31 日の暫定措置令第 5 条第 1 項及び第 8 項を廃止することを望みますか。」というものであった。

この国民投票に対し、最大与党「自由の人民 (Il Popolo della Libertà)」(中道右派)は、支持者に対し、特に賛成・反対を指示することなく、自由に投票することを認め、最大野党の民主党 (中道左派)は、支持者に対し、賛成票を投じるよう呼び掛けた。

投票は、6 月 12 日と 13 日の 2 日間にわたって実施され、投票率は、国民投票成立の要件である過半数の 54.79%に達した。投票の結果、75 号法第 5 条第 1 項及び第 8 項の廃止に対する賛成票が、94.05%と圧倒的多数を占め、当該規定の廃止が確定した(注)。なお、今回の国民投票では、他に 3 件の国民投票 (首相又は大臣が自ら関係する刑事裁判に出廷する義務を負わないとする法律、水道事業の民営化を認める法律及び良質な水道水の供給につき水道事業者に収益を認める法律の規定の廃止)が同時に実施されたが、いずれも投票率が過半数に達し、90%を超える賛成で廃止が決定された。

注(インターネット情報はすべて 2011 年 6 月 21 日現在である。)

投票率及び賛成票の割合の数字は、いずれも内務省の暫定的なデータによる。

<<http://referendum.interno.it/>>

参考文献

“Ma sull' atomo la scelta finale è della Cassazione.”

<http://www.corriere.it/ambiente/11_maggio_25/Galabro-atomo-scelta-finale_5afd92c2-86c1-11e0-a06d-0594606c12ff_print.html>